

正しい申告・確かな納税

◎税の申告と納税を忘れないようにしましょう

税金を納めるということは、社会の会費を納めることと同じであり、国民の義務です。

決められた期限までに納税しなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課せられる場合があります。

延滞金

税金を納期限まで納めないときに徴収されます。

- 納期限の翌日から1か月を経過するまで
延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合
- それ以後、納税の日まで
延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%を加算した割合
※延滞金特例基準割合:国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

◇但し、納期限が平成25年12月31日以前の場合
[平成25年12月31日までの期間に対応するもの]

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額に特例基準割合(※1)を乗じた額
- それ以後、平成25年12月31日まで
税額に年14.6%の割合を乗じた額
(※1)特例基準割合:各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率に4%の割合を加算した割合

加算金

税を申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税を免れようとした場合に徴収されます。

- 過少申告加算金(申告が実際より少ない場合)
過少申告加算金=増差税額×10%
ただし、期限内申告税額又は50万円を超える部分は15%
 - 不申告加算金(期限内に申告しなかった場合)(※2)(※3)
不申告加算金=納める税額×15%+50万円超の税額部分×5%
ただし、期限後申告等が更生等を予告してされたものでないときは5%
 - 重加算金(二重帳簿など、故意に税を逃れようとした場合等)(※2)
 - 期限内に申告している場合
増差税額×35%
 - 期限後に申告したり、申告自体しなかった場合
納める税額×40%
- (※2)平成29年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合、更に10%上乘せされます。
- (※3)令和6年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、納める税額が300万円を超える部分に対し10%上乘せされます。